

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和5年度第2回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会
開催日時	令和5年11月21日(火) 午後2時から3時30分まで
開催場所	岩倉市役所7階 第2・3委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：日置委員長、杉浦委員、千村委員、宮崎委員、村平委員、 寺澤委員、山田委員、小川委員、梅田委員 石川委員(福祉課長)、原委員(健康課長)、 竹井委員(商工農政課長)、兼松委員(学校教育課長) 欠席委員：濱田委員、秋田委員(秘書企画課長) 事務局：中村総務部長、小松協働安全課長、須藤統括主査、 植手主任、鈴木主任
会議の議題	・意見交換 パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された 資料の名称	【資料1】パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	なし
その他の事項	議事録作成者 鈴木

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

第1回で出された質問に対する回答について、事務局より報告

①第1回【資料3】P17～18

【問】「今後も、子育て世代の声を聞きながら事業を進めていきます」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。

【答】日常業務の中で、例えば保育園や子育て支援センターなど、保護者と職員が接する際などの声を聞きながら事業を進めていく。（子育て支援課）

②第1回【資料3】P24～25

【問】子ども条例を知っている市民の割合が倍増した要因として、記載事項以外にも取り組んだことはあるか。

【答】令和2年度以降に新たに取り組んだ内容は、資料3（P25）に記載したとおりである。アンケート結果については、これまでの積み重ねの結果と考える。（子育て支援課）

1 意見交換

パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について

【資料1】を用いて、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について意見交換を行った。以下、意見についてのみ記述する。

委員長 パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する意見交換は、今回のみであるのか。今後も意見交換する予定はあるのか。

事務局 今回の意見をもとに検討を進めていき、必要となれば再度、意見をいただきたいと考えている。

委員 本市で導入の検討をしているということか。

事務局 導入するかどうかは決まっていない。県や他市町の状況を参考資料として、本日、意見をいただき、いただいた意見をもとに導入について検討し、本市の方向性を決めていきたい。

委員 愛知県の証明があっても、本市が導入してなければ行政サービスが受けられないということなのか。

事務局 愛知県の証明をもって、本市が行政サービスを受けられるようにするのも検討の一つであると考えている。

委員長 本市の行政サービスも受けられるようになった方がいい。

委員 県で導入するから、市町では導入しないと決めた理由を聞いているか。

事務局 県が導入するから市町では導入しないという意味ではなく、県の内容に合わせた内容で導入するから、個別に検討をしないということであった。

委員 本市に本制度を導入しない理由があるのか。導入のデメリットはあるのか。

委員長 それは、今回の意見交換をもとに検討される場所である。

導入するのであれば、内容や名称をどうするのか、条例か要綱どちらで制定するの

か、今後検討していく必要がある。

委員 条例ではなく、要綱でもいいので、やっていく方向がいいのではないと思う。必要とされている方が市内にどれだけいるかわからないが、今の情勢には導入することが合っているのではないと思う。

委員 LGBTQの人たちは、私たちと何ら変わらないので、導入に関しては、賛成である。条例化も含めて検討してほしい。

委員 制度導入によって、助かる人もいる一方で、やり方によっては、分断が生まれてしまう。導入の仕方が大事である。また、偽装等で制度を悪用される可能性があるのではないか。悪い人がどのような反応をするのか、ファミリーシップ制度を運営していく中で、子どもに対してなにか問題はないのか、リスク等を事前に確認しておくとい

委員 現在の婚姻に関しても偽装はあるので、リスクによって制度をやらないことは、理由にならない。

委員 制度導入をよく思わない人も少なからずいる中で、リスクがあるから導入しないのではなく、リスクを想定し、対応できるものを持っておくとい

委員 この制度がないことで、苦しんでいる人がいると考えると、前向きに検討してほしい。そのような人たちをフォローしていくべきである。また、リスクに関しても同時に考えていかなければならない。

委員 多様性の社会であるから、導入を検討していった方がいい。これから必要な部分ではないかと考える。

委員 制度の導入予定なしの9市町は、どういう意図で導入しないか、先行してやっている市町の状況が具体的に示していただけると考える種になるかと思う。

委員 一番の理想は、法律で認められることであるが、まだ至っていない。その中で、県や市町で、これだけ浸透してきた。まずは要綱でもいいので始めて、ゆくゆくは条例の検討もしてほしい。パートナーだけでなく、ファミリーを含んだ制度がいい。特別なことをするだけではなく、異性同士で認められている制度を同性で認めるだけのことである。昔と比べると理解は進んでいると思うが、市が制度を導入することで、市民の理解もより進むのではないか。

委員 不幸な人は作らないためにも導入するのは当然だと思っている。制度の内容についても、できるものは全て盛り込んだ方がいい。

委員長 委員からあったように、リスクも考えていく必要がある。他市での検討の際も、市民が制度について、理解が進んでいないところがあり、不安の声はあった。海外でも、パートナー制度から導入し、少しずつ市民の理解を進めて、同性婚の制度ができている。現在、本市に該当者がいなくても、将来的に本市に来られる人の安心材料となりうる。制度利用に関するメリットらしいメリットはほとんどないが、この関係を公的に認められたことが、喜びとなる。

LGBTQは避けて通れない社会情勢の中で、制度を導入しないことは、市として

性的マイノリティの人のことを考えていないという表明になってしまう。はじめのうち、市民からの反対もあると思うので、検討は慎重に進めていく必要がある。

他市で、名称が「ファミリーシップ」だけだと、何の制度かわかりにくいので、「パートナー」もついた方が理解しやすいという意見があった。

同性カップルだけでなく、異性カップルの事実婚の人たち（夫婦別姓でいきたい人等）も、病院の同意書や付き添いができない。事実婚を含めることで、制度利用者が不必要なカミングアウトをすることがなくなるのではないかと思う。

同性婚が認められている国で婚姻した同性カップルの人が、日本に帰ってきた場合、日本では同性婚が認められないため、婚姻関係が証明されない問題が生じてしまう。国際的な行き来が増えている中で、そういうカップルへ対応するためにも必要である。現在の日本の法律下において、救われない人をこの制度によって救うことは一つのやり方である。

委員 ニューージーランドで同性婚の議論があった際に、尽力された議員が、「私たちがやろうとしていることは、愛し合う2人の結婚を認めるようにする、それだけのこと。」と発言していた。この制度を導入することは、ただ、幸せな人を増やすだけで、大半の人には関係のないことである。そのためにも、導入について前向きに検討してほしい。

委員長 他人事と考えているうちは、みんな前向きに考えられるが、自分事となったときに、動揺してしまう。センシティブな内容なので、慎重に検討しなければならない。

委員 LGBTQの人は、全体の1割くらいいると考えられている。これは、左利きの人やAB型の人と同じ割合であり、本市にも必ずいる。カップルでいうと、異性間であれば、普通であるのに、それが同性になっただけで、いろいろなことが不安に思ってしまう。日本では同性婚は認められていないため、生きづらいと感ずることがあったり、結婚式場や産婦人科等でも、選択肢が限られたりする。事実婚もそうだが、いろいろな人が幸せになるよう、取りこぼしのない制度ができるといい。

委員長 少しずつではあるが、市民の意識も理解の方向に変化している。委員長としては、導入の方向で検討してほしい。条例ではなく要綱でもいいので導入を進めてほしい。

委員 LGBTQに関して、まわりの認識がないがゆえに、何十年経っても差別意識で見られてしまう。しっかりとみんなが認識しなければならない。

委員長 LGBTQは最近になって増えているのではなく、社会が変わって表に出せるようになっただけである。

委員 岩倉市民で県の証明をした場合、他市の病院等での取り扱いはどうなるのか。

委員長 愛知県下の病院等であれば、県の証明をもって受けられると思う。本市に制度があれば、市町村間の連携で、受けられる可能性はある。制度があることによって、公的な病院以外の民間病院でも理解が進み、浸透していくと思う。

委員長 学校関係で、父母でなければならないことはなにかあるのか。

委員 学校では、父母ではなく、保護者という取り扱いをしている。

(職員)

委員 シングルの家庭や、父母がいなくて祖父母に育てられている子もいるので、学校の書類は「保護者」という署名欄になっている。

委員長 導入の方向で検討するなら、もう一度審議会等で、検討をしていただきたい。岩倉市として、制度を利用することで、どのような行政サービスが受けられるようになるのか、検討してほしい。

2 その他

委員の任期について、令和6年3月31日までとなっている。

以上